

箕輪町障がい者グループホーム 整備運営事業者 募集要項

第4期箕輪町総合福祉計画
箕輪町障がい者福祉計画
第6期障がい福祉計画

令和4年4月

長野県 箕輪町

－ 目 次 －

1	公募の趣旨	2
2	公募の概要	2
3	応募事業者の資格等	2
4	整備用地の概要	2
5	施設整備及び運営に関する基本的事項	3
6	施設整備等に関する提案内容	3
7	公募スケジュール	4
8	質問の受付	4
9	公募の手続き	5
10	整備運営事業者の審査方法	7
11	土地使用貸借契約の締結	7
12	施設整備補助事業	7

1 公募の趣旨

箕輪町では、箕輪町第5次振興計画と第4期箕輪町総合福祉計画の基本理念を踏まえ、障がい者計画の基本方針を「障がい者が共に暮らせるまちづくり」とし、福祉施設から地域生活への移行の促進、グループホーム等の充実を目指し、共同生活援助の整備を進めております。

本事業は「箕輪町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に、「地域みんなが障がい者を支え合うしくみづくり」として位置づけ、旧沢町営住宅跡地を整備運営事業者に貸付け、事業者が自ら施設の整備及び事業の整備運営を行うものです。

2 公募の概要

箕輪町から公有地を借り受け自ら共同生活援助を整備し、事業を運営する事業者を公募します。整備施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助（以下、障がい者グループホームという。）を、1ユニット以上、定員6人以上とします。

なお、令和6年4月1日までに事業所の開所が可能であることとします。

3 応募事業者の資格等

応募する資格を有する事業所は次のとおりです。

- (1) 長野県内で障がい者グループホームの運営実績がある以下の法人であること。
- (2) 応募する時点において、応募者が法人格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の11の規定により、長野県から一般競争入札参加資格、指名競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けていないこと。
- (5) 過去3年度の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字ではないこと及び債務超過ではないこと。
- (6) 法人及び法人代表者に国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第6条に規定する暴力団関係者でないこと。

4 整備用地の概要

(1) 整備用地の状況

ア 所在地	箕輪町大字中箕輪980番地1のうち
イ 敷地面積	候補地A 約971㎡（平地約755㎡）三角地 候補地B 約1,388㎡（平地約1,388㎡）長方形 （候補地AとBは、別添測量資料のとおり）
ウ 用途地域等	指定なし
エ 建築基準	建ぺい率60%、容積率150%
オ 埋蔵文化財	当該敷地は、埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、届出は必要です。
カ 水害関係	天竜川の浸水予想区域には該当していません。
キ 現況	更地 登記地目：宅地

(2) 貸付けの条件等

当該町有地は民法（明治29年法律第89号）に基づき、箕輪町と以下の条件により契約を締結します。

ア 貸付期間	整備工事期間 +50年 当該町有地に基づく普通財産使用貸借契約を締結し、30年の貸付けをし、その後は自動更新により契約期間を50年まで延長します。
イ 土地使用料	全期間、無償とします。
ウ 維持管理	整備後の施設、設備等の維持管理に係る費用は整備運営事業者が負担

	<p>します。また、土地賃借契約後に敷地を引渡します。除草等を適宜行い、近隣住民にも十分配慮した維持管理を行ってください。</p>
エ 借地権等設定	<p>借地権の設定登記は認められません。 本用地に整備運営事業者が整備した建物は、登記をしてください。 本事業施設整備に係る抵当権を除き、その他の抵当権の設定は禁止します。</p>
オ 事業権譲渡等	<p>本事業に係る事業者の業務や権利・義務は、箕輪町の承諾なしに第三者に譲渡等を行うことを禁止します。</p>
カ 土地の返還	<p>契約期間満了後は、事業者が整備した構造物を全て撤去し、更地にした状態で町へ返還するものとします。</p>
キ その他	<p>前述の条件等を法改正その他の事情により変更する必要が生じた場合、協議の上その取扱いについて定めます。</p>

5 施設整備及び運営に関する基本的事項

(1) 障がい者グループホームの整備に関する条件

- ア 入居対象は、障害支援区分認定1から3までの方とする。
- イ ユニット数及び定員は、1ユニット6人以上とする。
- ウ 2ユニット以上整備する場合には、障害支援区分認定4以上のユニットを整備することを可能とする。
- エ 整備を希望する候補地の将来を含めた施設整備構想を記載すること。
- オ 利用者は箕輪町民を優先とする。(箕輪町が用地無償提供などを支援するため。)
- カ 男女混合とする。

(2) 遵守すべき法令等

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従事者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従事者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則13号）
- ・ 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 箕輪町景観条例（平成27年条例第3号）

6 施設整備等に関する提案内容

(1) 運営方針・理念

応募の理由を明記し、運営方針及び理念を提案してください。

(2) サービス内容

- ア 利用者の視点に立った具体的なサービス内容（相談、食事、介助など）や設備について提案
- イ 利用者の特性に合わせた日中や夜間のサービス提供や、緊急時の対応についての対応及び考え方

(3) 利用者支援

- ア 選択の支援、権利擁護、プライバシーの配慮
- イ 苦情の解決

- (4) 衛生管理
食中毒や感染症対策等の衛生管理に関する考え方、及び具体的な対応策の提案
- (5) 事故防止
事故防止に関する考え方及び対応策の提案
- (6) 災害対策
災害時における利用者の安全確保、地元区や住民との連携及び災害対策に対する具体的な提案
- (7) 家族とのかかわり
利用者の家族との連携を図る手段について具体的な提案
- (8) 職員体制
 - ア 職員の採用及び配置に対する考え方
 - イ 管理者・職員の資質経験や資格について
 - ウ 職員のスキルアップについて具体的な方策
 - エ 良好な職場環境づくりについての考え方や具体的な方策
- (9) 地域自治会（区）・団体及び近隣住民（常会）との連携
利用者と地元住民との交流を図り、地元区との連携及び協力体制を構築する方策を具体的な提案
- (10) 建築について
 - ア 施設整備の考え方、設計上の工夫
 - イ 利用者のプライバシー保護に配慮した工夫
 - ウ 設計に関する提案（配置図、平面図、立面図にて説明）
 - エ 近隣に与える影響の配慮・緑化の配慮
 - オ 法令・条例に留意、防火設備の配置（消防署の指導を遵守）
- (11) 利用者の費用負担額（月額）

7 公募スケジュール

- (1) スケジュール

令和4年4月14日（木）	公募要領ホームページ掲載
～4月28日（木）	質疑受付
～5月10日（火）	質疑回答
～5月16日（月）	公募申込期限・応募書類提出期限
5月下旬	プレゼテーションによるプロポーザル方式審査
5月下旬	整備運営事業者決定
9月	次年度分社会福祉施設整備事業補助金申請（事業者）
令和6年3月	竣工
4月	開設

8 質問の受付

箕輪町ホームページから、様式をダウンロードしてお使いください。

- (1) 質問受付期間
令和4年4月14日（木曜日）から4月28日（木曜日）午後5時までに、ファックス又は電子メールにより受信したものとします。
- (2) 質問票の記載について
 - ア 質問票（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに作成してください。（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。）
 - イ 質問票到着後、質疑内容に関して確認させていただく場合がありますので、応募連絡先を記載のうえ、質問票の控えを保管しておいてください。

(3) 質問の受付方法

質問につきましては、質問票（様式8）にご記入のうえ、下記のファクシミリ又は電子メールアドレスによりご提出ください。これによらない方法（電話・口頭等）での質問については対応いたしません。

<送付先>

箕輪町役場 福祉課 障がい者福祉係

担当：障がい者福祉係長 宮尾栄子

ファクシミリ：0265-70-6699、E-mail：fukushi@town.minowa.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、順次、町公式ホームページで掲載いたします。

9 公募の手続き

(1) 公募申込書類

ア 提出書類及び提出部数

- ・提出書類については、下記「応募申込書の提出書類一覧」のとおりとします。
- ・本申込みの受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更を一切認めません。なお、町が必要と判断した場合は、書類追加・補正等を求めることがあります。
- ・様式は、町ホームページから、ダウンロードできます。

応募申込書の提出書類一覧

番号	書類名	正本	副本
1	様式1 箕輪町障がい者グループホーム整備運営事業者公募申込書	1部	
2	法人定款（最新のもの）	1部	
3	法人登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）	1部	
4	直近過去3か年度分の決算書類一式 法人登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）	2部	
5	【様式2】事業計画提案書	1部	6部
6	【様式3】グループホーム整備概要	1部	6部
7	スケジュール表（任意様式）	1部	6部
8	【様式4】資金計画書	1部	6部
9	【様式5】収支計算書	1部	6部
10	【様式6】借入金償還計画書	1部	6部
11	預金残高証明書（令和4年3月末日現在）	1部	
12	【様式7】事業運営・建築に関する提案内容	1部	6部
13	【様式8】質問票	1部	6部

番号	書類名	正本	副本
14	建物配置図	1部	6部
15	各階平面図	1部	6部
16	立面図	1部	6部
17	工事費・設計費見積書	1部	6部
18	法人の印鑑証明書（申請書類提出前3ヶ月以内に発行されたもの）	1部	
19	当該公募事業にかかる理事会または準備会の議事録（写）	1部	

※注意事項

- ・ 7部提出を求める書類については、様式集の表紙のシートを1枚目にして、企画提案項目の順に1部ずつ綴じてください。設計図案等A4判以外の用紙がある場合は、A4判縦向きのサイズに合わせて、折りたたんで綴じてください。ページを付けてください。
- ・ 7部の提出を求める書類のうち6部は副本として、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

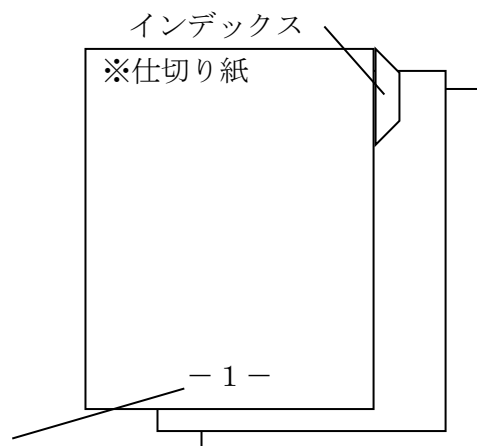
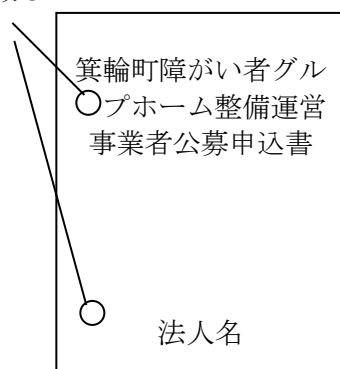
イ 書類の体裁

書類の体裁は次のように整えてください。

- ・ 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
- ・ 項目ごとに文字表記のインデックスをつける（番号のみ可）
- ・ 全体をバインダー等で綴る。

（提出書類の綴じ方）

左綴じ



ウ 応募に当たっての留意点

- ・ 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は極力避け、余裕をもってご提出ください。
- ・ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・ 他の応募者の計画の内容についての問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- ・ 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届(様式9)を提出してください。

(2) 提出期限

令和4年5月16日（月曜日） 午後5時 （期限厳守）

(3) 提出方法

箕輪町役場 福祉課障がい者福祉係（役場1階8番窓口）へ、お持ちください。

電話番号 0265-79-3111（内線 1442）

※原則、来庁により提出としますが、郵送による提出を希望する場合は、当日必着とし事前に上記電話番号に連絡してください。

10 整備運営事業者の審査方法

(1) 第1次審査

応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。

(2) 第2次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等についてプレゼンテーションを行っていただき、事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価する審査を行います。

日時は、令和4年5月下旬を予定。応募者に審査日時を個別に通知します。

【審査の観点】

ア 運営方針・理念

イ サービス内容・利用者支援

ウ 衛生管理・事故防止の方策

エ 防災への対応

オ 人員配置体制・質向上の取り組み

カ 近隣住民・地域との連携交流

キ 施設建築について

ク 利用者の費用負担について

ケ その他（独自性など）

(3) 選考方法

町が指名する選考委員（事後公表）による採点（加点方式）による。

(4) 選考結果

結果については、応募者に文書で通知します。選考結果についての電話・文書等による問い合わせには応じないものとします。

(5) 事業者の公表

応募状況・選考結果は、町公式ホームページにより公表します。

(6) その他

評価の合計得点に基づき、全応募者の順位付けをし、最も合計点の高い第1順位事業者を整備事業予定者として決定します。また、第1順位事業者が辞退等により、整備事業予定者でなくなった場合は、繰り上げにより次点事業者に決定することとします。

11 土地使用貸借契約の締結

整備運営事業者が、施設の着工時期が明らかになった時に、土地の使用貸借契約を締結する。

12 施設整備補助制度について

整備運営事業者は、長野県から社会福祉施設等施設整備事業に係る経費の一部補助があります。補助金を希望する場合は、事業者が申請手続きを行ってください。

令和3年度の社会福祉施設等整備事業補助金の概要は以下のとおりです。

・共同生活援助本体（利用定員4～10人）、補助率3/4、単価1施設2,460万円